

議案第**3**号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年10月**18**日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「沖縄県立高等学校授業料等徴収条例」を「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の概要及び理由

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例が改正されたため関連箇所を修正するため。

3 改正案の内容

- (1) 第23条第1項中の条例名を改正する。
- (2) 施行は、公布の日からとする。(附則)

4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

新	旧
<p>第23条 授業料及び入学料の徴収については、<u>沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例</u>(昭和48年沖縄県条例41号)の定めるところによる。</p>	<p>第23条 授業料及び入学料の徴収については、<u>沖縄県立高等学校授業料等徴収条例</u>(昭和48年沖縄県条例41号)の定めるところによる。</p>